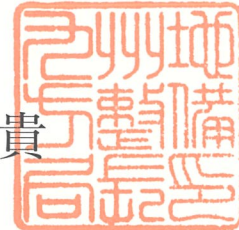


(株) エイワ産業

木下 泰源 殿

九州地方整備局長 森戸 義貴



特定建設業の許可について (通知)

令和 5年 10月 4日付けで申請のあった特定建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許 可 番 号	国土交通大臣 許可(特-5) 第 27324 号
許可の有効期間	令和 5年 12月 17日から 令和 10年 12月 16日まで
建設業の種類	

土木工事業
大工工事業
とび・土工工事業
屋根工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
しゅんせつ工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業
水道施設工事業

建築工事業
左官工事業
石工事業
電気工事業
鋼構造物工事業
舗装工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業
解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和10年 11月 16日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)